

② 業務外の傷病の療養等のため休業した期間 及びその期間中の賃金の内訳				
賃金計算期間	4月1日から 4月30日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	計
業務外の傷病の療養等のため 休業した期間の日数	2 日	日	日	(イ) 2 日
業 務 外 の 傷 病 の 療 養 等 の た め の 賃 金	基本賃金	円	円	円
	住居手当	2,000		2,000
	通勤手当	800		800
	計	2,800 円	円	円
休業の事由	風邪により自宅療養したため			

③ 特 別 給 与 の 額	支払年月日	支払額
	令和3年 12月 10日	500,000 円
	令和3年 6月 30日	480,000 円
	令和2年 12月 10日	450,000 円
	令和2年 6月 30日	420,000 円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

[注 意]

③欄には、負傷又は発病の日以前2年間（雇入後2年に満たない者については、雇入後の期間）に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（特別給与）について記載してください。

ただし、特別給与の支払時期の臨時的変更等の理由により負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を特別支給金の算定基礎とすることが適当でない認められる場合以外は、負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を記載して差し支えありません。